

株式会社アビストH&Fとの吸収合併に関する
会社法第801条第1項に基づく事後開示書面

2023年2月1日

東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
株式会社アビスト
代表取締役社長 進 頭

会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに第789条(会社法第793条第2項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社に対して吸収合併をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2022年10月31日付の官報にて公告したほか、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限の2022年11月30日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第796条の2に規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

当社に対して吸収合併をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、2022年10月31日に電子公告の方法により会社法第797条第4項の

規定に基づく公告をいたしました。が、会社法第797条第3項の規定による所定の期間内に吸収合併に反対する旨の通知をしてきた株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、2022年10月31日付の官報にて公告したほか、同日付で電子公告を行いました。が、異議申述期限の2022年11月30日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2023年2月1日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙、2022年10月31日付「株式会社アビストとの吸収合併に関する会社法第782条第1項に基づく事前開示書面（写）」のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2023年2月1日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

【別 紙】株式会社アビストとの吸収合併に関する会社法第782条第1項に基づく事前開示
書面（写）

株式会社アビストH&Fとの吸収合併に関する
会社法第794条第1項に基づく事前開示書面

2022年10月31日

東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
株式会社アビスト
代表取締役社長 進 顕

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約等の内容

別紙「吸収合併契約書(写)」のとおり、2022年10月12日付で、吸収合併契約を締結しました。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

当社と株式会社アビストH&Fとは、完全親子会社の関係にあるため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、合併による当社の資本金の増加はありません。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め(全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する吸収合併存続株式会社の新株予約権の数及び金銭の額を零とする旨の定めを除く。)の相当性に関する事項

株式会社アビストH&Fは、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。

4. 吸収合併消滅会社(清算株式会社及び清算持分会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ. 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表)の内容

株式会社アビストH&Fの最終事業年度(第9期)に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

当該臨時計算書類等はありません。

ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事象はありません。

5. 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

イ. 吸収合併存続株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事象はありません。

ロ. 吸収合併存続株式会社において最終事業年度がないときは、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 吸収合併契約等備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

【別 紙】

1. 吸収合併契約書（写）
2. 株式会社アビストH&Fの最終事業年度（第9期）に係る計算書類等の内容（会社法第436条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）
 - ① 第9期貸借対照表
 - ② 第9期損益計算書
 - ③ 第9期株主資本等変動計算書
 - ④ 第9期個別注記表
 - ⑤ 第9期事業報告書
 - ⑥ 第9期監査報告書

吸収合併契約書

株式会社アビスト（以下、「甲」という。）及び株式会社アビストH&F（以下、「乙」という。）は、合併に関して以下のとおり合意する。

（吸収合併）

第 1 条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する。

2 合併の当事者の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号 株式会社アビスト

住所 東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号 株式会社アビストH&F

住所 熊本県菊池市七城町蘇崎字十三部1365番地8

（吸収合併存続会社が交付する金銭等）

第 2 条 甲は、乙の全株式を所有しており、合併に際して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額）

第 3 条 甲は、乙との合併により、資本金の額及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第 4 条 合併の効力発生日は、2023年2月1日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、合併の効力発生日を変更することができる。

（合併承認決議）

第 5 条 甲及び乙は、合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第 6 条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを行う。

(契約内容の変更又は解除)

第 8 条 本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲乙間で協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

(合併契約の効力)

第 9 条 合併につき第 5 条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないときは、本契約は効力を失うものとする。

(規定外条項)

第 10 条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項について又は本契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管するか、又は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2022年10月12日

東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号

(甲) 株式会社アビスト

代表取締役社長 進 顕

熊本県菊池市七城町蘇崎字十三部1365番地8

(乙) 株式会社アビストH&F

代表取締役社長 石井 祐吾

令和3年9月期計算書類

(自：令和2年10月1日)

(至：令和3年9月30日)

東京都三鷹市下連雀3丁目36番1号

株式会社アビストH&F

貸借対照表

(令和3年 9月30日)

株式会社 アビストH&F

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	191,556	流動負債	77,612
現金及び預金	83,692	買掛金	-
売掛金	51,417	未払金	72,172
商品及び製品	1,176	預り金	197
原材料及び貯蔵品	24,600	未払法人税等	388
前払費用	19,601	未払消費税等	-
仮払金	-	1年内返済長期借入金	-
未収入金	6,710	その他の流動負債	4,854
その他の流動資産	4,357		
固定資産	296,680	固定負債	210,754
有形固定資産	294,857	長期借入金	194,595
建物	127,909	長期未払金	15,516
構築物	9,598	繰延税金負債	641
機械及び装置	66,656	負 債 合 計	288,367
工具器具備品	1,535		
土地	89,157	(純 資 産 の 部)	
その他	0	株主資本	199,869
無形固定資産	1,722	資本金	80,000
ソフトウェア	1,722	資本金剰余金	128,243
投資その他の資産	100	資本準備金	20,000
敷金保証金	100	その他資本剰余金	108,243
		利益剰余金	△8,373
		その他利益剰余金	△8,373
		繰越利益剰余金	△8,373
		純 資 産 合 計	199,869
資 産 合 計	488,237	負 債 ・ 純 資 産 合 計	488,237

損 益 計 算 書

(自：令和 2年10月 1日)

(至：令和 3年 9月30日)

株式会社 アビストH&F

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		235,532
売上原価		93,918
売上総利益		141,614
販売費及び一般管理費		148,254
営業利益		△6,639
営業外収益		
雑収入	105	106
営業外費用		
支払利息割引料	591	
雑損失	255	847
経常利益		△7,380
特別利益		
固定資産売却益	37	37
税引前当期純利益		△7,343
法人税、住民税及び事業税	388	
法人税等調整額	641	1,030
当期純利益		△8,373

株主資本等変動計算書

(自：令和 2年10月 1日)

(至：令和 3年 9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	420,000	330,000	-	330,000	△541,756	△541,756	208,243
当期変動額							
減資	△340,000		340,000	340,000		-	-
準備金から剰余金へ振替		△310,000	310,000	-		-	-
欠損填補			△541,756	△541,756	541,756	541,756	-
当期純利益・損失(△)					△8,375	△8,375	△8,375
当期変動額合計	△340,000	△310,000	108,243	△201,756	533,381	533,381	△8,375
当期末残高	80,000	20,000	108,243	128,243	△8,375	△8,375	199,867

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用目的分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額（減損損失累計額含む）	403,118千円
2. 関係会社に金銭債権及び金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	1,770千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	85千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債務	194,595千円

第9期 事業報告

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社の主力事業ともなる飲料業界においては、当年度の市場は本来、東京オリンピック・パラリンピックの開催年で、国民の高揚感やイベント参加による外出増、訪日外国人観光客の増加といった飲料消費を向上させる要素も揃っておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大によって全てが覆され、国内飲料市場規模は、メーカー出荷金額ベースで前年度比93.4%と2年連続で減少しております。

以上のような事業環境のもと、当社の美容・健康商品製造販売事業において、美容商品のテレビ通販放映による売上が減少した一方で、水素水のOEM受注や広告宣伝費を含む経費の見直しを実施した結果、当会計年度における当社の売上高は2億35百万円（前年比9.1%減）、営業損失は6百万円（前年は営業損失48百万円）、経常損失は7百万円（前年は経常損失49百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は8百万円（前年は当期純損失49百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当会計年度に実施した設備投資の総額は22百万円です。主なものは、以下のとおりです。

機械装置	中古充填機・サブタンク	22,608千円
------	-------------	----------

(3) 資金調達の状況

令和2年12月1日、株式会社アピストより90,000千円の借入をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は事業基盤をより強固なものとし、事業を安定的に拡大発展させていくために、工場稼働率の向上を加速させ、世情に左右されない強固な受注体制に磨きをかけていくことが不可欠であります。また、大幅な経費の見直しを実施しつつ、各商品の取扱い継続の有無も判断しながら、早期黒字化の実現を図ってまいります。

取り組みの具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 組織、要員の最適化（製造工場となる熊本事業所への集約）
- ② 新規OEMの受注（自社製品以外の販路も構築）
- ③ 各商品、各事業に対する継続有無の判断（赤字懸念を排除）

(5) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第8期 令和2年9月期	第9期 (当会計年度) 令和3年9月期
売 上 高 (千円)	259,192	235,532
経 常 利 益 (千円)	△49,235	△7,380
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	△49,841	△8,373
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△107.18	△18.00
総 資 産 (千円)	360,269	488,237
純 資 産 (千円)	208,243	199,869
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	447.83	429.82

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アビスト	10億2,665万円	100%	設計開発アウトソーシング事業

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (令和3年9月30日現在)

美容・健康商品製造販売事業として、飲料用「浸みわたる水素水」の製造及び一般消費者向け通販事業並びに「飲料のOEM受託製造」などを行っております。

(8) 主要な事業所 (令和3年9月30日現在)

名 称	所 在 地
熊本事業所 (本社・工場)	熊本県菊池市
東京事業所	東京都三鷹市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
13名	△1名(減)

(10) 主要な借入先及び借入額（令和3年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社アビスト	194,595千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 500,000株
(2) 発行済株式の総数 465,000株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主 -

株主名	持株数	持株比率
株式会社アビスト	465,000株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 祐吾	株式会社アビスト 総務部付担当部長
取締役	多々良 高行	株式会社アビスト 事業管理部長
取締役	鈴木 和幸	株式会社アビスト 総務部長
監査役	木下 譲	株式会社アビスト 監査役

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	取締役	石井 祐吾	令和2年12月1日
取締役	代表取締役社長	上野 誠也	令和2年12月1日
取締役	(就任)	藤田 知哲	令和2年12月1日
(辞任)	取締役	池田 悠	令和3年5月11日
(辞任)	取締役	上野 誠也	令和3年6月30日
(辞任)	取締役	藤田 知哲	令和3年6月30日
取締役	(就任)	多々良 高行	令和3年7月1日
取締役	(就任)	鈴木 和幸	令和3年7月1日

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	6,089	5,667	-	-	422	1
監査役	-	-	-	-	-	-

4. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、慎重に審議を重ね、業務の適正を確保しております。

令和3年9月30日

株式会社アビストH&F
代表取締役社長 石井 祐吾殿

監査役 木下 譲

監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 追記事項

親会社の株式会社アビストにおいて、会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正結果を得ております。

令和3年9月30日

株式会社アビストH&F

監査役 木下 謙

